

在宅医療における薬剤提供について（意見）

令和6年4月19日

薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

構成員 安部 好弘

在宅医療の薬剤提供に関する議論においては、調査研究事業の結果等を含めた実態把握により医療現場の実情を理解し、各委員の理解の統一を十分に図った上で、今後の薬物療法の適切な提供に向けた対応方針を検討すべきであると考えており、日本薬剤師会としての意見について以下の通り申し上げます。

- 在宅医療におけるチーム医療の中で薬局薬剤師が専門性を発揮することは、薬物療法の安全性の確保や質の向上のために必要であり、参考人を含め検討会における意見は一致していたと受け止めています。その一方で、在宅医療現場での課題への対応について様々な意見があり、地域や患者ごとに現場の状況は大きく異なっていることが示唆されました。
- 在宅医療を受ける患者ごとに、医療提供体制や提供されている医療サービスの内容は大きく異なっていることを前提にした議論が必要であり、地域医療に与える影響等も十分考慮し、一つの一つの状況・背景を踏まえた上で丁寧に課題を整理していくことが肝要です。
- これまでも、医師から訪問薬剤管理を実施するよう指示された場合には、当該患者の薬剤管理に責任を持つ立場として適切に対応してきており、問題があったとは承知していません。仮に薬物療法の提供に支障をきたしたケースがあったならば、それは当該薬局が在宅医療を提供する者として不適切な対応であり、厳しく非難されるべきものと考えます。
- 一方、医療機関と訪問看護のみで在宅医療が提供されていて、薬局には通常の外来と同じように処方箋が持ち込まれている在宅患者である場合には、薬剤は一般的な調剤行為による提供となるため、薬剤師による在宅訪問指導や薬剤配送の対応は提供サービスとして含まれていません。

このようなケースにおいて薬物療法の提供に支障をきたしている事例があるならば、その具体的な状況を踏まえつつ、問題の原因や課題を分析した上で、どのような改善策を講じるべきかを検討すべきと考えます。

- 薬局間での連携体制の構築については、これまで地域ごとに温度差があり、このような取り組みが実施できていない、または機能していなかった地域などがあり、そのため、「機能していない」との意見（参考人）もありました。

現在、地域薬剤師会もしくは都道府県薬剤師会が中心となり、夜間・休日における在宅協力薬局との連携、該当薬局のリスト作成・公表、地域住民・医療関係者への周知・広報を実現すべく、鋭意対応を進めている状況です。

日本薬剤師会としても、この取り組みを積極的に促すとともに、実効性のあるものとなるよう徹底を図っていく所存です。

- また、これまで訪問看護ステーションと薬局間の連携は、在宅医療を提供する中において頻繁に行われてきましたが、在宅医療以外での連携機会は乏しいのが現状です。より良い在宅医療の実現のためには、在宅医療に薬局が参加できていないケース（前述）を含め、訪問看護ステーションと薬局の双方による普段からの連携体制の構築が重要です。

その実現のため、日本薬剤師会としても対応を検討していく所存ですが、政策としてもそれらを促す方策を求めたいと考えます。

- 在宅医療における夜間・休日対応については、緊急的な鎮痛麻薬や解熱剤等の投与から衛生材料の提供まで幅広く求められ、医師の処方箋を要するもの、OTC 医薬品による対症療法としての対応で十分な場合があります。

効率的かつ迅速（短時間）に患者への医薬品提供が可能となるよう、在宅医療における夜間・休日対応の体制構築のためには、地域包括ケアシステムで想定されている圏域内（小中学校区域を想定）において、事前に、薬剤師による医薬品の使用を含め、医師・訪問看護師・薬局薬剤師間での対処方法の取り決めの構築なども検討・推進していくべきと考えます。

- 無菌製剤や終末期患者への医療用麻薬の調剤については、地域によっては対応可能な薬局が少なく、応需体制が脆弱であるとの指摘については、今後、地域における薬局、認定薬局の機能あり方の議論の中でも検討すべき課題であると考えています。

在宅医療において薬物療法の重要性は高く、その適正使用を促すためにも、薬局・薬剤師の職能を活かすべきであり、本来、地域のチーム医療として、医療機関と訪問看護ステーションだけでなく、薬局も加えた形での在宅医療が提供されるべきであり、その推進が本課題の最大の解決策であると考えます。